定　　款

2020年６月25日改正

株式会社 滋賀銀行

株式会社 滋 賀 銀 行 定 款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　当銀行は、株式会社滋賀銀行と称し、英文では ＴＨＥ　ＳＨＩＧＡ　ＢＡＮＫ，ＬＴＤ．と表示する。

（目　的）

第２条　当銀行は、次の業務を営むことを目的とする。

１．預金または定期積金の受入れ、資金の貸付けまたは手形の割引ならびに為替取引

２．債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務

３．国債、地方債、政府保証債その他の有価証券に係る引受け、募集または売出しの取扱い、売買その他の業務

４．信託業務

５．前各号の業務のほか銀行法、担保付社債信託法その他の法律により銀行が営むことのできる業務

６．その他前各号の業務に付帯または関連する事項

（本店の所在地）

第３条　当銀行は、本店を大津市に置く。

（機　関）

第４条　当銀行は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会

２．監査役

３．監査役会

４．会計監査人

（公告方法）

第５条　当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当銀行の発行可能株式総数は、１億株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当銀行は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　当銀行の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第９条　当銀行の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第189条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

４．次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第10条　当銀行の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）

第11条　当銀行は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③　当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取扱わない。

（株式取扱規程）

第12条　当銀行の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株 主 総 会

（招　集）

第13条　当銀行の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（開催場所）

第14条　当銀行は、本店所在地またはその隣接地で株主総会を開催する。

（定時株主総会の基準日）

第15条　当銀行の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者および議長）

第16条　株主総会は、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。

②　取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第17条　当銀行は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

（決議の方法）

第18条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第19条　株主は、当銀行の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会

（員　数）

第20条　当銀行の取締役は、15名以内とする。

（選任方法）

第21条　取締役は、株主総会において選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任　期）

第22条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役頭取各１名、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（報酬等）

第24条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の権限）

第25条　取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、当銀行の重要な業務執行を決定する。

（取締役会の招集および議長）

第26条　取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役頭取がこれを招集する。取締役頭取に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

② 取締役会の招集通知は、会日の７日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

③ 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。

④ 取締役会の議長は、取締役会長がこれにあたる。取締役会長が欠員または事故あるときは、取締役頭取がその議長となり、取締役頭取に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

（取締役会の決議方法等）

第27条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。

② 当銀行は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第28条 取締役会に関する事項は、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（社外取締役の責任免除）

第29条 当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、１千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第５章 監査役および監査役会

（員 数）

第30条 当銀行の監査役は、４名以内とする。

（選任方法）

第31条　監査役は、株主総会において選任する。

②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（補欠監査役の予選の効力）

第32条　補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、４年後の定時株主総会開始の時までとする。

（任　期）

第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（報酬等）

第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役会の招集通知）

第36条　監査役会の招集通知は、会日の７日前に各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議）

第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、監査役の過半数をもってこれを行う。

（監査役会規程）

第38条　監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（社外監査役の責任免除）

第39条　当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、１千万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第６章　計　　算

（事業年度）

第40条　当銀行の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第41条　当銀行の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

②　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第42条　当銀行は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第43条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から５年を経過してもなお受領されないときは、当銀行はその支払義務を免れる。